

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

近年の高齢者福祉におけるテーマの1つとして、地域包括ケアシステムの構築・推進が掲げられています。これは、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据えたものであり、本市においても、「富良野市総合計画」及び「富良野市地域福祉計画」を踏まえつつ、地域包括ケアシステムの推進を目指し、各種施策・事業の実施に努めてきました。

今後ますます高齢化が進行していく中で、介護を必要とする者の増加や高齢者の生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予想されていることから、より一層高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取り組みや、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていくとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする市民に必要なサービスが提供されるようにしていく必要があります。

第8期となる本計画では、次の基本理念を設定し、計画を推進していきます。

■基本理念■

助け合いと支え合い
高齢者が生き生きと生活できるまちづくり

上位計画を踏まえて文言整理

第2節 基本目標

基本理念及び第7期計画における課題や市民ニーズを踏まえながら、重点課題への取り組みを行うとともに、第8期計画における地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、次に掲げる3つの基本目標を設定し、施策を推進していきます。

基本目標1：健康づくりと連動した介護予防の推進

平均寿命が年々延伸する中で、日々の健康づくりの重要性はさらに増しており、すべての市民が最期まで自分らしい暮らしを続けるためには欠かせない要素となっています。加齢や生活習慣を原因とする身体機能の衰えや生活習慣病を予防するため、市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、定期的な健康診査等の受診や年齢等に応じた健康づくりを継続して取り組めるよう支援を行います。

また、地域住民や医療・介護関係者、NPO法人、民間事業者等との連携を図りながら、介護予防・日常生活支援総合事業の活用によりさらなる整備や自立支援のためのリハビリテーションの充実を通じ、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた包括的な取組を行います。

後期高齢者人口の増加に伴って、認知症者が増加することが見込まれています。認知症は加齢以外にも、糖尿病や高血圧などの生活習慣病が要因となることも明らかになっており、生活習慣病予防と連動した認知症予防に取組みます。また認知症に対する正しい理解の普及による早期発見を進めていきます。

■指標（基本目標1）■

指標名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後期高齢者健診の受診率	%	11	12	13
サロン・ミニサロン開催場所数	箇所	17	18	19
ふまねっと運動開催回数	回	100	150	150
地域リハビリテーション 活動支援事業派遣回数	回	55	60	60

基本目標 2：住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備

団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年以降、ひとり暮らし高齢者など支援を必要とする高齢者が大幅に増加することが予測されています。介護サービスを必要とする高齢者が必要な支援を受けられるよう、サービスの提供体制を確保することはもちろんのこと、医療・介護の連携を強化し、安心して高齢者が暮らせるような仕組みづくりが重要となっています。

要介護認定の有無に関わらず、健康に不安がある高齢者、ひとり暮らし高齢者など、日常生活を送る中で何らかの支援が必要とされる高齢者に対して、地域での自立した生活を送るための支援が必要です。高齢者の相談や支援、介護予防のケアマネジメント等、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。

また、地域包括ケアシステムの推進には、医療と介護の切れ目のない提供体制が重要となります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域の目指すべき姿を検討し、医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に引き続き取り組みます。

そのほか、高齢者の多様なニーズに合った住まいへの支援や、要介護認定者向けに介護サービスの基盤を維持するほか、介護人材の確保・定着を図るための研修の受講や資格取得にかかる支援を行います。認知症が増加することが見込まれることから、認知症に対する理解を深め、地域における見守りを充実させていくなど、認知症になっても安心して生活できる環境づくりを進めていきます。

晩婚化や晩産化、核家族化などにより、これまで見えにくかったダブルケアや8050問題など、制度の狭間への対応も求められるようになっており、時代の要請に合わせた適切な支援の提供に向け、複合的な生活課題への相談体制の強化を図っていきます。

■指標（基本目標2）■

指標名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急時医療情報カード配置数	件	950	1,000	1,000
総合相談支援事業	件	700	700	700
介護分野における人材の確保と育成のために助成した人数	人	6	6	6
認知症に関する講演会の開催回数	回	1	1	1

基本目標3：生きがいづくりと社会参加、地域活動の推進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。そのため、高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて、社会貢献できる機会の拡充が求められています。人生100年時代の到来も見込まれる中で、高齢者がそれぞれの知識や経験を生かし、社会的役割や生きがいを持って長く活動・活躍できるよう、就業機会の確保等に努め、社会参加を促進します。

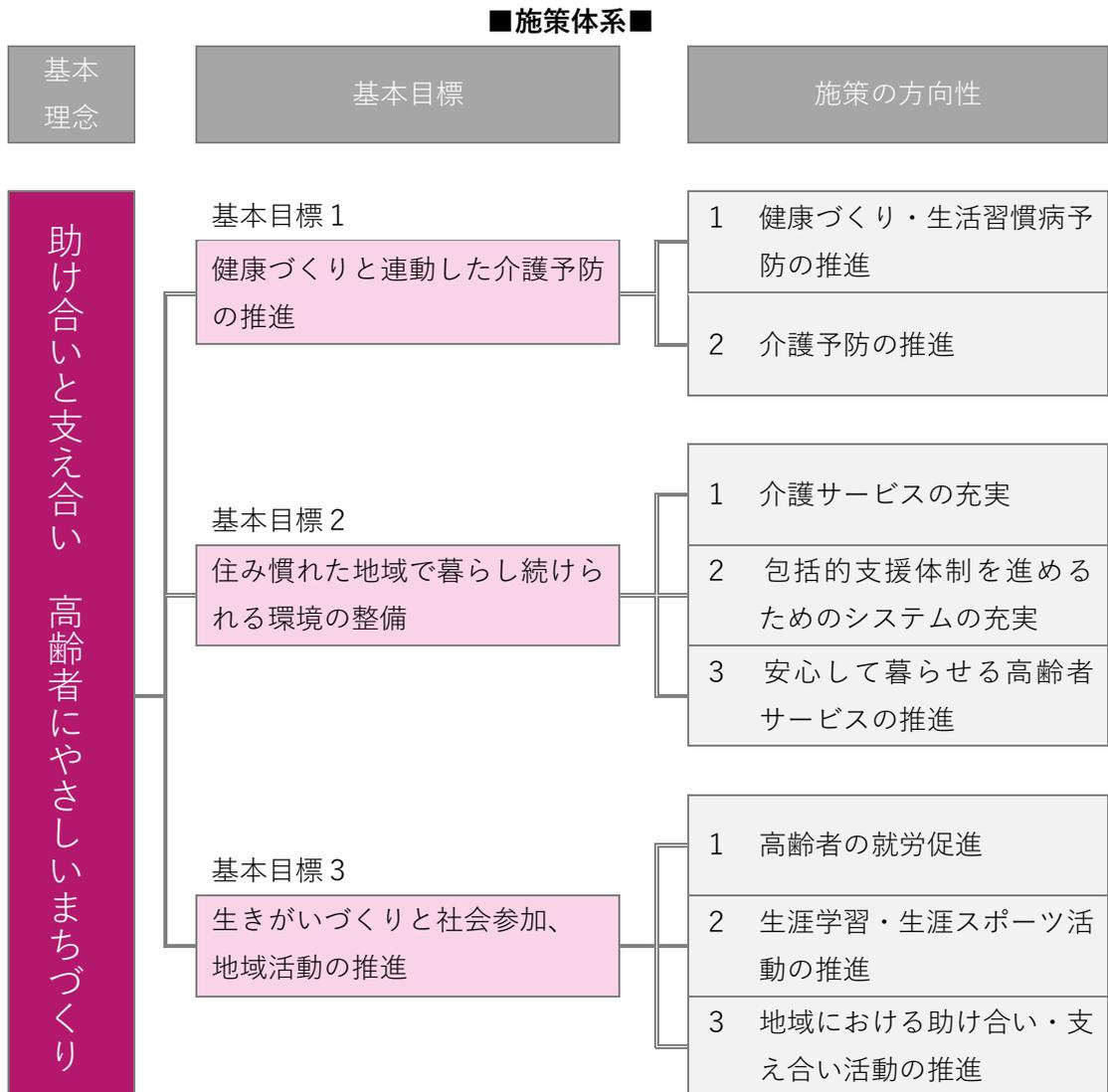
また、高齢者が生活支援サービスの担い手になることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を一体的に進めることで、支援する高齢者の介護予防になることが期待できるため、この取り組みの進め方を検討します。

■指標（基本目標3）■

指標名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー人材センター会員数	人	200	200	200
生きがい教室開催数	件	70	70	70
ふれあいセンター登録団体数	件	18	20	20
高齢者元気づくり事業交付団体数	団体	50	50	50

第3節 施策の展開（分野別の取り組み）

本計画の基本理念及び第7期計画における課題や市民ニーズ等を踏まえながら、第8期計画における地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、3つの基本目標を設定し施策を推進します。



第4節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域です。これは市町村が高齢者福祉施策や介護保険事業という公的サービスの提供を展開していく区域となります。

地域包括ケアシステムの構築では、医療、介護、予防、住まい、認知症ケア、相談体制、生活支援サービスを切れ目なく提供することが求められ、地域包括支援センターが拠点となり推進する必要があります。

本市の地域包括支援センターは、直営で運営されており、市内1か所に設置されています。本計画においても、第7期計画における考え方を引き継ぎ、市内全域を1つの圏域として設定します。

第4章 分野別の施策展開

第1節 基本目標1：健康づくりと連動した介護予防の推進

1 健康づくり・生活習慣病予防の推進

(1) 高齢者保健事業の推進

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業を北海道後期高齢者医療広域連合より受託し、国保の保健事業や介護予防事業とも連携した取組みをすすめます。

事業の実施にあたっては、保健・医療・介護情報の一体的な分析を行い、高齢者の健康課題を把握し、保健事業対象者を明確にしたうえで、庁内関係部署や医師会など関係機関とも情報共有し、必要な連携を図りながら取組みをすすめます。

■主な取組み■

No.	取組み	内容	担当課
①	健康診査の実施及び受診勧奨	高齢者が生活習慣病の重症化を予防し、自らの健康状態を確認することができるように特定健診・後期高齢者健診を実施します。 広報・HPによる周知や、健診履歴による個別の受診勧奨、通いの場等での受診勧奨を行います。	保健医療課
②	低栄養防止・重症化予防対象者へのハイリスクアプローチ	健診結果などから把握された低栄養予防・重症化予防対象者に対して、保健師・管理栄養士が個別に保健指導・栄養指導を行います。	保健医療課
③	通いの場におけるフレイル・認知症予防のポピュレーションアプローチ	老人クラブなどの高齢者の通いの場の機会を利用し、保健師が生活習慣病やフレイル・認知症予防の健康教育・健康相談を行います。	保健医療課
④	通いの場等におけるフレイル状態にある高齢者の把握、保健指導	健診や通いの場等にて、後期高齢者質問票を配布回収し、フレイル状態が疑われる高齢者を把握し、保健師・管理栄養士による保健指導を実施します。また、必要時介護予防事業などの地域支援事業につなげます。	保健医療課 高齢者福祉課

(2) 健康づくりの推進

市民が主体的に健康づくりに取り組むことを支援する健康マイレージ事業は、特定健診・後期高齢者健診・がん検診などの各種健診の受診や、生活習慣の改善やウォーキングなどの取組みに対してポイントを付与しています。ふまねっと運動や介護予防教室、ミニサロンの参加に対してもポイント付与を行っており、高齢者の健康づくりと介護予防の推進を図ります。

2 介護予防の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・重度化予防を推進することで、要介護状態になることを予防するとともに、重度化防止、健康の維持を図ります。一人ひとりの生活の状況等を考慮しながら、それぞれに合ったサービスの利用を促していくとともに、より効果の高い事業の実施に向けた改善を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	短期集中予防サービス	短期間でADL、IADLの向上が見込まれる人に対し、通所と訪問を組み合わせたプログラムを行い、地域の通いの場の参加につなげていきます。	高齢者福祉課
②	介護予防教室	医療機関や介護事業所の空きスペース等を利用し、その施設に勤務する看護師、リハ職、介護福祉士、生活相談員などの専門職が教室の内容を企画するもので、介護予防に関する講習会を開催するほか、健康相談等に対応します。	高齢者福祉課
③	ふれあい託老事業	富良野市社会福祉協議会が実施する託老事業に、地域リハビリテーション活動支援事業によるリハビリ専門職が関与し、自立支援を行います。	高齢者福祉課
④	サロン・ミニサロン事業	町内会等が運営する各地域の「ふれあいサロン」のほか、より身近な場所で週に1回程度開催する「ミニサロン」の普及拡大を促進します。	高齢者福祉課
⑤	ふまねっと運動	運動機能改善や認知症予防に効果があり、地域の自主的な活動として取り組みやすい「ふまねっと運動」は、指導役の「ふまねっとサポーター」を高齢者が担うことで、高齢者の活躍の機会となります。ふまねっと運動ができる通いの場を継続します。	高齢者福祉課
⑥	地域リハビリテーション活動支援事業	事業所のリハビリ専門職が地域保健の担い手として関わることで、住民の自発的な取り組みを尊重しながら、動機付け、技術的な面で高いレベルの介護予防活動への機能強化を図ります。	高齢者福祉課

(2) 生活支援体制整備事業の推進

地域住民を主体とした通いの場、担い手（サポーター）の創出のほか、協議体の設置運営、地域資源の見える化などに取り組み、地域における調整役として平成 28 年 7 月から生活支援コーディネーターを配置しています。高齢者の介護予防活動の体制整備やお世話役を行う担い手の養成を推進します。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	通いの場を中心とした社会参加と地域活動の推進	地域の互助を生み出し、生活支援の多様化につなげるために、通いの場の取り組みを継続します。	高齢者福祉課
②	高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進と担い手（サポーター）の育成	介護予防に関する知識を習得するとともに、自身に関わるサロンでの活動や悩みの共有などを行い、サロンでの介護予防を効果的に進める「お世話役」を養成する「介護予防ボランティア養成研修」の実施を推進します。	高齢者福祉課

第2節 基本目標2：住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備

1 介護サービスの充実

(1) 介護人材の確保と定着促進

介護人材の確保・定着は本市においても大きな課題の1つとなっています。今後も介護サービスを必要とする高齢者は増加していくことが見込まれることから、継続して良質なサービスを提供できる介護職員の確保を目指し、介護職に関心のある就業希望者の掘り起こしや介護職員のキャリアアップに向けた取り組みを推進します。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	介護分野における人材の確保と育成	人材の確保、介護職員の資格取得に対する支援及び離職予防支援を行政と事業所が連携しながら進めます。	高齢者福祉課

(2) 介護サービスの確保

高齢になっても住み慣れた地域で最後まで暮らし続けていくためには、可能な限り在宅で介護や医療を受けられるようなサービス提供体制の確保が不可欠です。身近な地域で高齢者が必要とするサービスを受けられるよう、各種サービスの提供を図っていくとともに、高齢者の心身や生活の状況に応じた適切なサービスの利用を促していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	在宅サービスの整備	在宅生活の限界点を高め、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう必要なサービスの整備を推進します。	高齢者福祉課
②	施設・居住系サービスの整備	施設の追加整備は行わず、既存事業所の転換等で整備します。また、圏域や近隣市町村との連携を強化し対応していきます。	高齢者福祉課

2 包括的支援体制を進めるためのシステムの充実

(1) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者の生活を支える「総合相談窓口」としての役割を果たすものであり、地域包括ケアシステムの推進に不可欠な存在となっています。

引き続き、介護・医療・保健・福祉の各関係機関・事業者等との連携強化に努め、高齢者の様々な相談に対応し、適切な支援につなげられるよう、地域包括支援センターの機能強化を図っていきます。

■ 主な取り組み ■

No.	取り組み	内容	担当課
①	総合相談支援事業	<p>高齢者の相談支援、介護予防のケアマネジメント等、地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図ります。さらに、より効果的・効率的な運営ができるよう、介護保険法に基づく地域包括支援センターの定期的な評価方法について検討し、評価を実施します。</p> <p>地域包括支援センターの相談支援の充実を図るため、研修等を活用し、専門職の資質の向上に努めます。また、地域の関係機関等との連携を密にし、高齢者やその家族のニーズを的確に把握し、包括的な支援を行っていきます。</p>	高齢者支援課
②	権利擁護事業	<p>虐待の防止・早期発見など、高齢者の尊厳ある生活の保護に取り組みます。</p> <p>また、本人や家族、関係機関からの相談や実態把握によって支援の必要がある高齢者に対し、成年後見制度利用に向けた支援を行います。</p>	高齢者支援課
③	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	<p>高齢者が適切なサービスを継続して利用できるよう、地域の関係機関等と常に連携をし、必要な社会資源の途切れない活用を支援します。</p>	高齢者支援課
④	介護予防・ケアマネジメント事業	<p>要支援1・2と認定された方及び介護予防・生活支援サービス事業対象者のサービス利用に係るケアマネジメントを行います。</p>	高齢者支援課

(2) 在宅医療・介護の連携

地域包括ケアシステムにおいては、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者であっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられることが大切です。

医療と介護を切れ目なく提供するため、医療機関と介護事業所等の協働・連携を推進します。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	医療・介護連携の推進	平時から医療機関と介護事業所等の連携推進を図るため、介護事業者から医療機関への利用者情報の提供を継続していくとともに、入退院時に限らず双方の円滑な連携を図り、利用者支援につなげます。	高齢者福祉課
②	在宅医療・介護連携推進事業ワーキングチーム会議の活用	地域包括支援センター及び、地域の医療・介護関係機関職員から構成されるワーキングチーム会議において、在宅医療・介護連携に係る課題の抽出、対応策を検討、実施していきながら、医療と介護の切れ目のない提供及び関係機関の連携推進を図ります。	高齢者福祉課
③	多職種連携の推進	医療と介護の専門職同士が連携を強め、地域包括ケアに対する意識を高めるとともに、サービスの質の向上を目的とした多職種連携研修会を開催します。	高齢者福祉課

(3) 認知症施策の推進

認知症の人は後期高齢者の増加に伴って今後も増えていくことが見込まれており、本市においてもこれは例外ではありません。認知症になっても地域で安心して過ごせるようなまちづくりを進めていくためにすべての市民が認知症に対する正しい理解を持ち、支援を必要とする認知症の人やその家族に対し、適切な支援を提供できるよう、認知症に対する基本的な知識の普及・啓発を図っていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	認知症サポーターの養成	認知症への正しい理解を広く普及するとともに、地域における認知症高齢者の支援者を増やしていくため、「認知症キャラバンメイト」との連携により、認知症サポーター養成講座を開催します。	高齢者福祉課
②	認知症に関する相談対応の継続	地域包括支援センターを中心に、高齢者の認知症相談に対応していきます。 本人や家族、関係機関からの相談に適切な支援を継続するとともに、地域への積極的なアウトリーチの中から、潜在する支援対象者を把握、支援していきます。	高齢者福祉課
③	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の配置	地域包括支援センターにおける総合相談等では解決困難な事例等について、適切な支援につなげるため、必要に応じ、早期の段階から、認知症初期集中支援チームを活用した支援を実施します。 また、認知症地域支援推進員を配置し、日常的に認知症に関する相談に対応するとともに、早期発見、予防に関する地域住民への普及啓発を継続します。	高齢者福祉課
④	認知症に関する講演会の開催	認知症高齢者を介護する家族等への支援につなげていくため、富良野地区認知症を考える会や富良野医師会との連携により、認知症の理解や適切な対応方法等の知識を習得するための講演会・研修会を開催します。	高齢者福祉課
⑤	認知症ケアパスの活用	地域サロン等で「認知症ケアパス」を活用した認知症の普及啓発を行います。地域包括支援センター窓口等においても、ケアパスを設置し、広く市民への普及・啓発し、ケアパスを活用した支援の推進を図ります。	高齢者福祉課
⑥	チームオレンジの構築に向けた検討	令和7年（2025）年までの整備を目指します。本人、家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジなど）に関して、地域の実情に応じた仕組みや支援方法を検討し準備を進めます。	高齢者福祉課

(4) 在宅介護者への支援

在宅介護実態調査から、介護を理由に仕事を辞めた介護者等は介護者の中で1割弱いることから、就業している介護者等が介護を理由に離職に繋がらないようサービス基盤の維持に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。また、介護者を支える会や認知症カフェの紹介など、介護者を支える取り組みも紹介しながらサービスが適切に利用されるよう支援します。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	富良野市在宅介護者を支える会との連携	介護者の休息やストレスケア、リフレッシュなどを目的として、介護者に介護者を支える会を紹介したり、会につなげるなど支援します。	高齢者福祉課
②	認知症カフェへの支援	認知症の人やその家族が気軽に集い情報交換や交流ができる認知症カフェを運営する団体に対し交付金を交付し、運営を支援します。	高齢者福祉課

(5) 地域ケア会議

下記に示すような重層的に検討する仕組みにより、個別のケースに対する支援を検討するだけでなく、地域に共通する課題の抽出や有効な支援策を、富良野市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を検討する地域ケア推進会議に提案し、計画に反映させるなど政策形成の推進を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	富良野市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの運営評価を行います。	高齢者福祉課
②	地域ケア推進会議	地域包括ケアシステムの政策形成に関する協議を行います。	高齢者福祉課
③	地域ケア会議（Ⅰ） 「関係機関連絡会議」 「ケアマネ連絡会」「地域ケア個別会議」「在宅医療・介護連携ワーキングチーム会議」	地域の他職種連携・協働の体制づくりのため、定期的を開催し、情報交換や事例検討を行います。また、検討の課題に応じて地域の関係者などを参集し課題解決に向けた方策を検討します。	高齢者福祉課
④	地域ケア会議（Ⅱ） 「生活支援コーディネーター定例会議」「庁内検討委員」	地域に必要な社会資源や地域づくりの課題を発見し解決の方法を検討します。	高齢者福祉課

No.	取り組み	内容	担当課
⑤	地域ケア会議（Ⅲ） 「認知症初期集中支援チーム会議」	地域包括支援センターによる総合相談業務等のみでは支援に結び付くことが困難な認知症高齢者の支援方法について、初期集中支援チームを活用した支援方法について検討します。	高齢者福祉課
⑥	地域ケア会議（Ⅳ） 「自立支援会議」	介護予防に資するサービスの提供及び在宅生活の限界点を高めるサービスの提供を実現するため、多職種協働によるケアマネジメントを実践します。	高齢者福祉課

3 在宅生活を支える高齢者サービスの推進

（1）高齢者福祉サービスの推進

核家族化や少子化等の社会情勢の変化、生活様式の変化により、高齢者が生活する上で外出が困難になり、日常生活に支障が出る場合もあることから、安心して住み慣れた地域での生活を続けていくためには、介護保険サービスの利用だけでは不十分であり、日用品の買い物や除雪などをはじめとした日々の生活における様々な困りごとの解決に資するサービスが必要です。

一人ひとりの生活状況等に応じた各種生活支援サービスの提供に努めるとともに、サービスの担い手の確保を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	外出支援サービス	JR やバスなど一般の公共交通機関の利用が困難な要援護高齢者に対し、タクシー乗車券を交付します。 また、市内介護保険事業所で短期入所サービスが利用できない場合に、指定する市外事業所で短期入所を利用する際のタクシー料金の一部助成を行います。	高齢者福祉課
②	高齢者配食サービス	調理することが困難な高齢者が、栄養バランスの取れた食事を摂れるよう、配食サービスを行います。食事の配達の際には、安否確認と健康状態の確認も行います。	高齢者福祉課
③	除雪サービス	緊急時の避難通路の確保を目的に、病弱な度の理由により除雪が困難なひとり暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯等で、家族などから除雪の援助を受けることができない人に対し、除雪ヘルパーを派遣します。	高齢者福祉課
④	緊急通報システム	高齢者宅に緊急通報装置を設置し、緊急時における連絡・援助体制を整備することにより、日常生活の不安の解消を図ります。	高齢者福祉課

No.	取り組み	内容	担当課
⑤	介護用品支給事業	在宅の高齢者を介護している家族、または紙おむつを使用している高齢者を対象に、経済的負担の軽減を図り高齢者の在宅生活の継続を支援するため介護用品券・紙おむつ券を支給しています。	高齢者福祉課
⑥	緊急時医療情報カード	在宅高齢者の救急活動の際に、医療情報などを円滑に収集できるように、医療情報カードと保存容器を無料で配布しています。	高齢者福祉課
⑦	自立支援ホームヘルプサービス	介護保険の要介護認定で自立と判定された方で、心身の状態から日常生活に援助を必要とする方を対象に、ホームヘルパーを週1回程度派遣し、簡易な日常生活上の援助を行うことにより在宅での生活を継続できるよう支援し、要介護状態への進行を予防します。	高齢者福祉課
⑧	生活支援ショートステイ	要介護認定で自立と判定された方で、生活上の指導・支援が必要な場合、一時的に施設に入賞することで生活習慣の改善を行います。 高齢者と同居している家族が、急な疾病・不在などにより解除することが困難になった場合も利用できます	高齢者福祉課
⑨	高齢者入湯料助成事業	ハイランドふらのを利用する高齢者の入湯料の一部を助成します。	高齢者福祉課
⑩	高齢者福祉バス運行事業	高齢者で組織する団体が、高齢者生きがい活動事業を行うために富良野市高齢者福祉バスを運行します。	高齢者福祉課

(2) 高齢者に関する一般施策の推進

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	災害時要支援高齢者等の見守り体制の推進	支援を必要とする高齢者を早期に発見して適切に支援するため、地域の関係者と連携します。災害時要援護者台帳については対象者の拾い出しがスムーズに行えるよう、関係部局で連携を取り進めます。	総務課 福祉課
②	富良野市認知症高齢者等SOSネットワーク事業	認知症高齢者等が行方不明になった際に、迅速かつ適切に対処することにより当該認知症高齢者等の生命・身体的安全確保をはかり、もって当該認知症高齢者等及びその家族の安全・安心な暮らしを実現するため、関係機関と連携を行います。	高齢者福祉課

No.	取り組み	内容	担当課
③	ごみを持ち出すことが困難な高齢者への支援	認知症によりごみの分別ができなくなったり、排出を忘れるなど、ごみの排出に関する支援が必要な高齢者に対して、介護サービスによる支援やボランティアの協力による支援を進めます。ごみの排出を支援するボランティアのマッチングの試行を生活支援コーディネーターにより継続します。粗大ごみの屋外排出については、許可業者による一括処分、またはシルバー人材センターによる屋外排出依頼を引き続き行います。	環境課 福祉課 高齢者福祉課
④	高齢者の交通安全対策	運転免許の有無により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることから、交通安全教室を開催し、反射材等の交通安全用品の普及に努めるとともに、高齢者運転対策事業を継続して実施します。	市民協働課
⑤	外出と移動に関する支援	高齢者の移動支援は高齢者福祉サービスによるもの以外に、高齢者の限定しない移動支援があります。身体状況の悪化予防や介護予防につながるため、受診のための交通の確保は重要となるので、現在の支援を継続していきます。	保健医療課 東山支所 山部支所 企画振興課
⑥	まちなか居住の促進	「富良野市中心市街地活性化基本計画」に基づきまちなか居住人口の増進に資する事業を官民連携して継続して取り組みます。	都市建築課
⑦	高齢者に対応した公営住宅の安定供給	「富良野市公営住宅棟長寿化計画」に基づき高齢者向け住宅の整備を継続します。	都市建築課

(3) 支援を必要とする高齢者への対応

■ 主な取り組み ■

No.	取り組み	内容	担当課
①	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の就労状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等を鑑みつつ、包括的支援を早期に実施します。断らない、放置しない、あきらめない、を基本とした相談支援体制の整備と、経済面だけではなく、通院や入院、施設入所や介護サービス調整も含め各種関係機関との連携の下、相談者の生活全体へ伴走型支援を行います。	福祉課

(4) 災害等に備えた高齢者支援体制

毎年何らかの災害が全国で発生しています。自力での避難が難しい高齢者であっても、安全に避難することができるよう、ささえあいマップの登録・更新を進めていくほか、安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の確保、避難所運営マ

マニュアル等の活用を進めていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	福祉避難所の確保	福祉避難所の整備については、改修工事や民間施設の活用も勘案しながら計画的な整備を検討します。 要支援者の同意書の提出については、今後も趣旨を理解いただけるよう啓発に努めます。	総務課
②	防災マップの更新	洪水ハザードマップの更新に合わせて「防災ガイドマップ」を令和元年5月に作成し、市内全戸に配布しています。 今後も改正の必要に応じて、随時見直しを行っていきます。	総務課
③	避難所運営マニュアルの更新	避難所運営マニュアルは、新型コロナウイルス感染症対策が必要になることから、第7期計画期間中に感染症対策の内容を取り入れた見直しを行い、第8期計画開始時より、新マニュアルによる対応を行っていきます。	総務課
④	ささえあいマップの登録・更新【再掲】	民生委員児童委員協議会で取り組んでいる、地域の「気になる人（支援が必要と考えられる人）」とその人への住民の関わりを住宅地図に落とし込み、支え合い活動の実施状況や支援の欠けている状況を把握し、地域の福祉課題の抽出に役立てる「住民支え合いマップ」の登録・更新を推進します。	福祉課

第3節 基本目標3：生きがいつくりと社会参加、地域活動の推進

1 高齢者の就労促進

(1) 労働力不足への対応

就労は収入を得るための手段の1つであると同時に、社会的役割を維持することで生きがいつくりにもつながります。高齢者がその知識や経験等を生かし、地域で活躍できるように、高齢者就労の場の提供を図ります。

■取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	フラノジョブスタイル	・労働力の確保として、シニアと企業のマッチングにつながる情報の提供に引き続き取り組みます。	商工観光課
②	シルバー人材センターとの連携強化	シルバー人材センターとの連携強化を図り、高齢者の多様な就業ニーズに応じた臨時的・短期的な就業機会の確保や提供を行います。	高齢者福祉課

2 生涯学習・生涯スポーツ活動の推進

(1) 生涯学習・生涯スポーツへの参加促進

生涯学習・生涯スポーツへの参加は、高齢者がいきいきとした人生を送るための要素の1つとなっています。子どもから高齢者まで、それぞれのライフスタイルに応じた生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境を支援します。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	ことぶき大学	富良野校、山部校の開設、本科4年、大学院2年、研究科1年並びに単年度登録制研究科を開設します。	社会教育課
②	生きがい教室	高齢者の生きがいつくりや教養の向上、健康増進、交流、学習などを目的に生きがい教室を開催します。	社会教育課
③	スポーツセンター	NPO法人ふらのスポーツ協会及びスポーツ推進員と連携しスポーツ教室等を開催するとともに、スポーツ施設の環境整備を進めていきます。	市民協働課

3 地域活動の推進と助け合い・支え合い活動の推進

(1) 地域活動の充実

住み慣れた地域で高齢者が住み続けられるよう、地域で市民が主体となった活動により介護予防に取り組み機能低下を防ぐとともに、支え合い、助け合いの取り組みを支援します。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	連合町内会等との連携	サロンの実施地区を拡大し地域の支え合い、助け合いを広げます。	企画振興課 高齢者福祉課
②	民生委員・児童委員との連携	高齢者の多様なニーズに応えるためには、ひとり暮らし高齢者宅への訪問など民生委員の活動が不可欠であるため引き続き連携します。	福祉課
③	ささえあいマップの登録・更新	民生委員児童委員協議会で取り組んでいる、地域の「気になる人（支援が必要と考えられる人）」とその人への住民の関わりを住宅地図に落とし込み、支え合い活動の実施状況や支援の欠けている状況を把握し、地域の福祉課題の抽出に役立てる「住民支え合いマップ」の登録・更新を推進します。	福祉課
④	老人クラブとの連携	高齢者の生きがいと健康づくりのための活動を行うクラブに対し補助金を交付し、活動を支援します。	高齢者福祉課
⑤	高齢者元気づくり事業	健康の保持・増進あるいは交流を図るための活動・事業を実施し、高齢者の元気づくりの推進を図ることを目的とする高齢者団体に対して補助金を支給し、元気づくり活動を支援します。	高齢者福祉課

4 ボランティア育成の推進

各種制度で対応できない支援については、生活支援体制整備事業の中でボランティア養成を行い、地域で活動できる人材を育成します。

■主な取り組み■

No.	取り組み	内容	担当課
①	高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進と担い手（サポーター）の育成	介護予防に関する知識を習得するとともに、自身に関わるサロンでの活動や悩みの共有などを行い、サロンでの介護予防を効果的に進める「お世話役」を養成する「介護予防ボランティア養成研修」の実施を推進します。	高齢者福祉課

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

第1節 介護保険サービスの見込量算出にあたっての前提

1 被保険者数の推計

第8期計画期間における被保険者数は以下のように見込みます。

■第8期計画期間における被保険者数の推計■

単位：人

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第1号被保険者 (65歳以上人口)	7,154	7,161	7,168
第2号被保険者 (40歳以上64歳未満)	7,258	7,138	7,018
合計	14,412	14,299	14,186

2 要支援・要介護認定者数の推計

第8期計画期間における要支援・要介護認定者数は以下のように見込みます。

■第8期計画期間における要支援・要介護認定者数の推計■

単位：人

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総数	1,521	1,530	1,537
(うち第1号被保険者)	1,494	1,503	1,510
要支援1	301	300	299
(うち第1号被保険者)	295	294	293
要支援2	202	203	204
(うち第1号被保険者)	198	199	200
要介護1	376	379	380
(うち第1号被保険者)	372	375	376
要介護2	214	215	216
(うち第1号被保険者)	209	210	211
要介護3	140	139	143
(うち第1号被保険者)	136	135	139
要介護4	159	162	162
(うち第1号被保険者)	157	160	160
要介護5	129	132	133
(うち第1号被保険者)	127	130	131

第2節 介護保険サービス量の見込み

1 介護予防サービス

(1) サービスの概要

介護予防サービスとは、要支援1・2の認定を受けた人が利用するサービスです。サービスの概要は以下のとおりです。

■サービスの概要■

サービス	概要
① 介護予防訪問入浴介護	要支援者が、居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。
② 介護予防訪問看護	要支援者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助を受けられるサービスです。
③ 介護予防訪問リハビリテーション	要支援者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
④ 介護予防居宅療養管理指導	要支援者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導を受けられるサービスです。
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	要支援者が介護 老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです。（デイケアともいいます。）
⑥ 介護予防短期入所生活介護	要支援者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。
⑦ 介護予防短期入所療養介護	要支援者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等を受けられるサービスです。
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	特定の施設（要届出）の有料老人ホームやケアハウス等に入居する要支援者が、入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。
⑨ 介護予防福祉用具貸与	要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。
⑩ 特定介護予防福祉用具購入	要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。（支給限度基準額：年間10万円）
⑪ 介護予防住宅改修	要支援者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。（支給限度基準額：20万円）

(2) サービスの実績と見込み

介護予防サービスの利用を以下のとおり見込みます。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
② 介護予防訪問看護	回数(回)	86.7	80.7	113.4	117.6	121.5	121.5
	利用者数(人)	18	16	20	19	19	19
③ 介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	112.7	75.5	81.2	77.0	80.0	83.0
	利用者数(人)	13	10	11	12	13	14
④ 介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人)	4	4	5	7	7	7
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人)	66	55	45	51	51	52
⑥ 介護予防短期入所生活介護	日数(日)	12.8	12.3	0.0	8.4	8.4	8.4
	利用者数(人)	1	1	0	1	1	1
⑦ 介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	1.0	9.4	34.8	29.1	29.1	38.8
	利用者数(人)	0	2	4	3	3	4
⑦ 介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
⑦ 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数(人)	67	73	81	81	81	82
⑨ 介護予防福祉用具貸与	利用者数(人)	2	3	2	3	3	3
⑩ 特定介護予防福祉用具購入	利用者数(人)	4	4	2	3	4	4
⑪ 介護予防住宅改修	利用者数(人)	12	7	7	6	7	8

2 居宅サービス

(1) サービスの概要

居宅サービスとは、要介護1～5の認定を受けた人が利用するサービスです。
サービスの概要は以下のとおりです。

■サービスの概要■

サービス	概要
① 訪問介護	要介護者が居宅において、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。 なお、生活援助については、ひとり暮らしまたは同居家族等が、障がいや疾病等のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。
② 訪問入浴介護	要介護者が居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。
③ 訪問看護	要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
④ 訪問リハビリテーション	要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
⑤ 居宅療養管理指導	要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
⑥ 通所介護	要介護者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。（デイサービスともいいます。）
⑦ 通所リハビリテーション	要介護者が介護 老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを受けられるサービスです。（デイケアともいいます。）
⑧ 短期入所生活介護	要介護者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
⑨ 短期入所療養介護	要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
⑩ 福祉用具貸与	要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。

サービス	概要
⑪ 特定福祉用具購入	<p>要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。（支給限度基準額：年間10万円）</p>
⑫ 住宅改修	<p>要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。（支給限度基準額：20万円）</p>
⑬ 特定施設入居者生活介護	<p>特定の施設の有料老人ホームやケアハウス等に入居する要介護者が、入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。</p>

(2) サービスの実績と見込み

居宅サービスの利用を以下のように見込みます。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 訪問介護	回数(回)	4,609.3	3,881.8	4,265.9	4,775.5	4,819.7	4,896.5
	利用者数(人)	180	175	188	188	189	191
② 訪問入浴介護	回数(回)	1.4	1.9	0.0	2.0	2.0	2.0
	利用者数(人)	0	1	0	1	1	1
③ 訪問看護	回数(回)	463.8	385.3	386.4	382.9	375.9	379.4
	利用者数(人)	73	63	67	66	66	67
④ 訪問リハビリテーション	回数(回)	328.0	346.0	407.5	399.2	402.6	410.0
	利用者数(人)	36	39	46	45	46	47
⑤ 居宅療養管理指導	利用者数(人)	66	67	39	44	47	50
⑥ 通所介護	回数(回)	1,669.8	1,691.3	1,555.3	1,476.0	1,524.1	1,551.3
	利用者数(人)	184	186	179	177	180	182
⑦ 通所リハビリテーション	回数(回)	467.3	455.5	378.4	334.1	369.5	377.6
	利用者数(人)	75	75	68	67	73	74
⑧ 短期入所生活介護	日数(日)	216.7	169.4	117.5	106.5	131.8	150.0
	利用者数(人)	22	18	12	11	14	16
⑨ 短期入所療養介護(老健)	日数(日)	159.9	124.8	52.8	48.4	53.8	63.2
	利用者数(人)	22	16	6	7	8	9
⑨ 短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	3.4	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
⑨ 短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	24.0	24.0	24.0
	利用者数(人)	0	0	0	4	4	4

⑩ 福祉用具貸与	利用者数 (人)	215	208	229	233	234	235
⑪ 特定福祉用具購入	利用者数 (人)	4	4	5	3	4	4
⑫ 住宅改修	利用者数 (人)	4	5	5	4	5	5
⑬ 特定施設入居者 生活介護	利用者数 (人)	75	87	91	95	95	96

(注) 利用者数は1月当たりの利用者数、回(日)数は1月当たりの利用回(日)数を示す。端数処理により、利用が見込まれていても利用者数または回(日)数が0になることがある。

(注) 令和2年度は見込み。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和元年度よりも減少している場合がある。

(注) 今後修正されることがある。

3 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

(1) サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

	サービス	対象者	概要
地域密着型介護予防サービス	① 介護予防認知症対応型通所介護	要支援 1・2	認知症の要支援者が通所介護施設等に通り、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
	② 介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援 1・2	要支援者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
	③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援 2	認知症の要支援者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（1ユニット当たり9人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
地域密着型サービス	④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護 1～5	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。
	⑤ 夜間対応型訪問介護	要介護 1～5	夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。
	⑥ 地域密着型通所介護	要介護 1～5	通所介護サービスのうち定員 18 名以下の小規模の事業者が行うサービスです。
	⑦ 認知症対応型通所介護	要介護 1～5	認知症の要介護者が通所介護施設等に通り、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
	⑧ 小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
	⑨ 認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5	認知症の要介護者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（1ユニット当たり9人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

サービス		対象者	概要
地域密着型サービス	⑩ 地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	介護保険の指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。
	⑪ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護 3～5	居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。入所定員が 29 名以下の小規模特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。
	⑫ 看護小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	施設への通所を中心として、宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせることで、看護と介護を一体化したサービスです。

(2) サービス量の見込み

各サービスの利用を以下のように見込みます。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数(人)	5	6	9	8	8	8
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数(人)	0	1	1	2	2	2
④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数(人)	1	3	5	8	9	9
⑤ 夜間対応型訪問介護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
⑥ 地域密着型通所介護	回数(回)	1.2	4.8	2.9	4.1	4.2	4.3
	利用者数(人)	0	1	1	1	1	1
⑦ 認知症対応型通所介護	回数(回)	7.5	6.8	0.0	8.0	8.0	8.0
	利用者数(人)	1	1	0	1	1	1
⑧ 小規模多機能型居宅介護	利用者数(人)	23	21	31	33	33	35
⑨ 認知症対応型共同生活介護	利用者数(人)	90	96	78	82	84	85
⑩ 地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
⑪ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
⑫ 看護小規模多機能型居宅介護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

※平成30年度、平成31(令和元)年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

4 施設サービス

(1) サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3～5*	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。
② 介護老人保健施設	要介護1～5	医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
③ 介護医療院	要介護1～5	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する施設です。
④ 介護療養型医療施設 ※令和5年度末に廃止	要介護1～5	緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

(注) 原則は要介護3～5の方が対象ですが、在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護1、2の方でも入所することができます。

(2) サービス量の見込み

以下のように見込みます。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
介護老人福祉施設	利用者数 (人)	134	141	147	150	152	155
介護老人保健施設	利用者数 (人)	84	92	87	96	98	100
介護医療院	利用者数 (人)	0	1	10	34	34	35
介護療養型医療施設	利用者数 (人)	13	16	3	0	0	0

※平成30年度、平成31(令和元)年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における基盤整備の見込み■

		令和2 年度見込	第8期整備計画)			合計
			令和3 年度見込	令和4 年度見込	令和5 年度見込	
居宅介護支援事業所		10				10
訪問系	訪問介護	10				10
	訪問看護	4				4
	訪問リハビリ	3	1			4
通所系	通所介護（デイサービス）	4				4
	通所リハビリテーション （デイケア施設）	2				2
短期入所系	短期入所生活介護	1				1
	短期入所療養介護	2				2
	短期特定施設入居者生活介護	1				1
	短期小規模多機能型居宅介護	3				3
特定施設入居 者生活介護	一般型（混合型）	1	1			2
	外部サービス利用型	3	△1			2
地域密着型	小規模多機能型居宅介護	2				2
	認知症対応型共同生活介護	6				6
施設系	介護老人福祉施設	1				1
	介護老人保健施設	2				2
	介護医療院	1				1
	介護療養型医療施設	0				0
その他の施設	養護老人ホーム	1				1
	保健センター	1				1
	老人福祉センター	1				1
	地域包括支援センター	1				1
高齢者向け 住まい	有料老人ホーム	2				2
	サービス付き高齢者向け住宅	2				2

※休止中の居宅介護支援事業所、認知症対応型共同生活介護は各1事業所は、実数に入っています

(再掲) 介護保険施設・居住系

(単位：事業者数 ※ () 内は定員数

		令和2年度 見込	第8期整備計画)		
			令和3 年度見込	令和4 年度見込	令和5 年度見込
特別養護老人ホーム		1(120)	—	—	—
介護老人保健施設		2(129)	—	—	—
介護医療院		1(40)	—	—	—
認知症高齢者グループホーム		6(108)	—	—	—
養護老人ホーム	外部サービス利用型特定施設	1(100)	—	—	—
サービス付き高 齢者向け住宅	外部サービス利用型特定施設	1(18)	—	—	—
	一般型特定施設	1(36)	—	—	—
	地域密着型特定施設	—	—	—	—
	特定施設指定なし	—	—	—	—
住宅型有料老人 ホーム	外部サービス利用型特定施設	1(26)	△1(△26)	—	—
	一般型特定施設	—	1(26)	—	—
	特定施設指定なし	2(47)	—	—	—
合計		16(627)	—	—	—

5 介護予防支援・居宅介護支援

(1) サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
① 介護予防支援	要支援 1・2	在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターが要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。
② 居宅介護支援	要介護 1～5	在宅の要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所が、要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

(2) サービスの実績と見込み

居宅介護支援は増加傾向が続いていることから、引き続きサービスの拡充を図っていきます。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 介護予防支援	利用者数 (人)	139	133	126	126	126	126
② 居宅介護支援	利用者数 (人)	375	374	392	400	401	403

第3節 介護保険事業費の見込み

1 介護サービス給付費（見込額）

介護サービス給付費は以下のように見込みます。

■介護サービス給付費の見込み■

単位：千円

サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 居宅サービス	620,272	634,394	645,868
訪問介護	178,474	180,211	183,113
訪問入浴介護	288	288	288
訪問看護	25,302	24,851	25,081
訪問リハビリテーション	13,619	13,721	13,973
居宅療養管理指導	4,951	5,296	5,635
通所介護	139,076	143,968	146,540
通所リハビリテーション	31,068	35,183	35,880
短期入所生活介護	10,968	13,536	15,302
短期入所療養介護（老健）	5,643	6,408	7,392
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	2,933	2,933	2,933
福祉用具貸与	29,256	29,407	29,589
特定福祉用具購入費	1,107	1,465	1,465
住宅改修費	3,766	4,872	4,872
特定施設入居者生活介護	173,821	172,255	173,805
2. 地域密着型サービス	334,141	342,869	349,668
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11,717	14,013	14,013
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	489	501	513
認知症対応型通所介護	653	653	653
小規模多機能型居宅介護	63,764	63,764	67,369
認知症対応型共同生活介護	257,518	263,938	267,120
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
3. 介護保険施設サービス	969,828	981,944	1,002,353
介護老人福祉施設	490,413	496,292	506,603
介護老人保健施設	316,906	323,143	329,881
介護医療院	162,509	162,509	165,869
介護療養型医療施設	0	0	0
4. 居宅介護支援	55,655	55,785	56,093
介護サービスの総給付費（I）	1,979,896	2,014,992	2,053,982

2 介護予防サービス給付費（見込額）

介護予防サービス給付費は以下のように見込みます。

■介護予防サービス給付費の見込み■

単位：千円

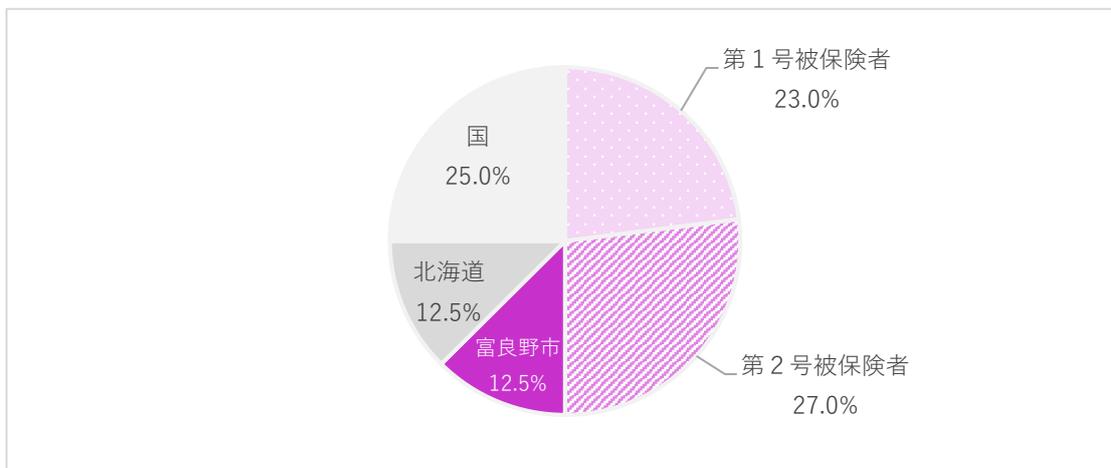
サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 介護予防サービス	43,292	45,112	47,931
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	6,029	6,217	6,217
介護予防訪問リハビリテーション	2,628	2,737	2,845
介護予防居宅療養管理指導	859	859	859
介護予防通所リハビリテーション	16,985	16,985	17,410
介護予防短期入所生活介護	713	713	713
介護予防短期入所療養介護（老健）	3,450	3,450	4,600
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,025	5,025	5,087
特定介護予防福祉用具購入費	823	823	823
介護予防住宅改修	2,666	3,581	3,581
介護予防特定施設入居者生活介護	4,114	4,722	5,796
2. 地域密着型介護予防サービス	12,326	12,326	12,326
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,402	7,402	7,402
介護予防認知症対応型共同生活介護	4,924	4,924	4,924
3. 介護予防支援	6,854	6,854	6,854
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	62,472	64,292	67,111

第4節 保険料の算出

1 保険給付費の負担割合

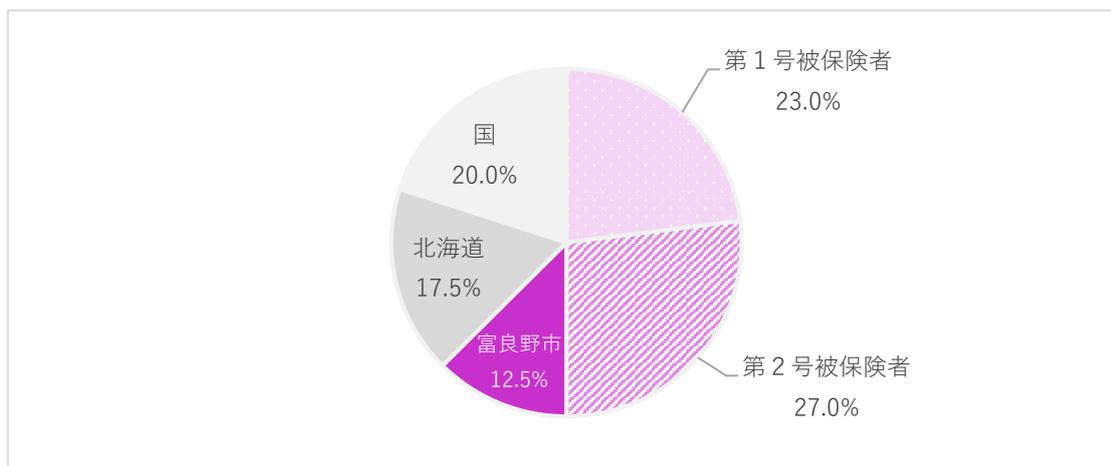
介護保険給付費の負担割合は、50%を公費、50%を被保険者の保険料とすることと定められています。また、被保険者の負担分については、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込み数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。第7期計画以降、第1号被保険者負担割合は23.0%に、第2号被保険者負担割合は27.0%となっています。

■保険給付費の負担割合（居宅給付費）■



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化する。
※国の動向等により修正される場合があります。

■保険給付費の負担割合（施設等給付費）■

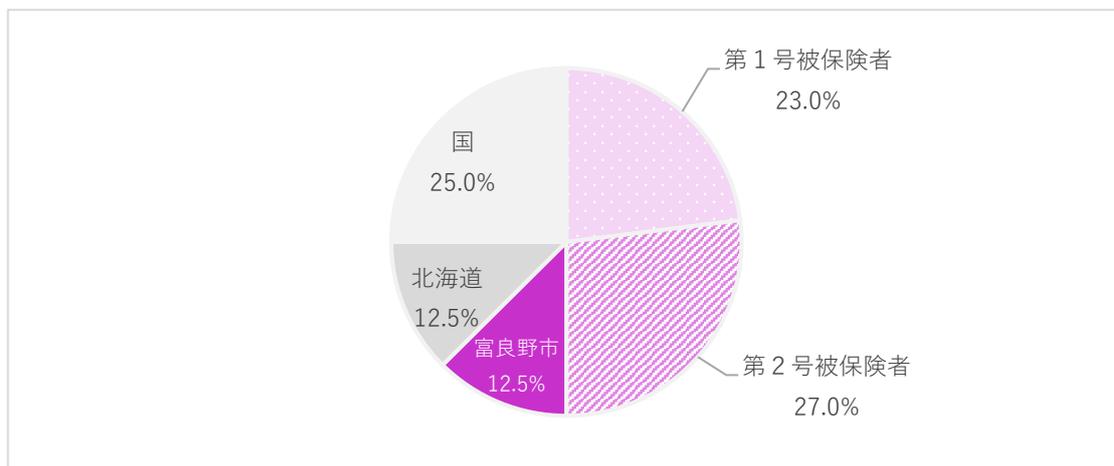


※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化する。
※国の動向等により修正される場合があります。

2 地域支援事業費の負担割合

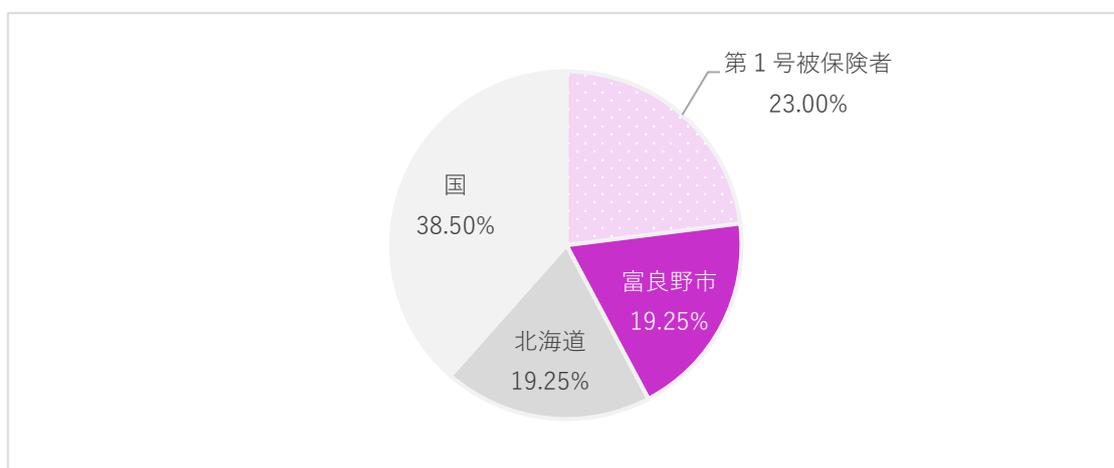
地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。

■地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合■



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化する。
※国の動向等により修正される場合があります。

■地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合■



※国の動向等により修正される場合があります。

3 保険給付費等の見込額

(1) 標準給付費見込額

標準給付見込額は以下のとおりです。

■標準給付見込額■

単位：円

区分	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額（A）	6,734,592,912	2,204,647,738	2,240,922,118	2,289,023,056
総給付費	6,242,745,000	2,042,368,000	2,079,284,000	2,121,093,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	283,363,622	94,210,539	92,270,576	96,882,507
特定入所者介護サービス費等給付額	336,970,315	106,889,870	112,234,363	117,846,082
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	53,606,693	12,679,331	19,963,787	20,963,575
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	173,541,512	56,930,776	57,728,087	58,882,649
高額介護サービス費等給付額	176,279,040	57,600,000	58,752,000	59,927,040
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	2,737,528	669,224	1,023,913	1,044,391
高額医療合算介護サービス費等給付額	30,708,525	9,741,008	10,228,057	10,739,460
算定対象審査支払手数料	4,234,253	1,397,415	1,411,398	1,425,440
審査支払手数料一件当たり単価		59	59	59
審査支払手数料支払件数	71,767	23,685	23,922	24,160
審査支払手数料差引額（K）	0	0	0	0

(2) 地域支援事業費見込額

地域支援事業は、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取り組み、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することを目的とする事業です。要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、各市町村がそれぞれの地域特性に応じてサービスを展開しています。

地域支援事業費見込額は以下のとおり見込みます。

■地域支援事業費見込額■

単位：円

区分	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支援事業費	398,022,000	130,267,000	131,341,000	136,414,000
介護予防・日常生活支援 総合事業費	213,690,000	69,482,000	69,926,000	74,282,000
包括的支援事業（地域包括 支援センターの運営） 及び任意事業費	127,311,000	42,003,000	42,382,000	42,926,000
包括的支援事業 （社会保障充実分）	57,021,000	18,782,000	19,033,000	19,206,000

4 基準額に対する介護保険料の段階設定等

第8期計画期間内における介護保険料の段階設定は11段階とし、各段階を次のとおり設定します。

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率■

段階	保険料率	対象者
第1段階	×0.50	・生活保護世帯及び世帯全員が市民税非課税で、本人は高齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第2段階	×0.75	・世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方
第3段階	×0.75	・世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方
第4段階	×0.90	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第5段階	×1.00	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で第4段階に該当しない方
第6段階	×1.20	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	×1.30	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	×1.50	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	×1.70	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が320万円以上500万円未満の方
第10段階	×1.90	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方
第11段階	×2.10	・本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が1,000万円以上の方

※合計所得金額とは、平成30(2018)年4月から、租税特別措置法第33条の4第1項・第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第36条の規定の適用がある場合には、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から、介護保険法施行令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額となります。

5 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計

第1号被保険者の所得段階別被保険者数は、次のとおり推計します。

■所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計■

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	割合
第1段階被保険者数	1,560	1,561	1,563	4,684	21.8%
第2段階被保険者数	901	902	903	2,706	12.6%
第3段階被保険者数	723	724	724	2,171	10.1%
第4段階被保険者数	723	723	724	2,170	10.1%
第5段階被保険者数	751	752	753	2,256	10.5%
第6段階被保険者数	1,202	1,203	1,204	3,609	16.8%
第7段階被保険者数	723	723	724	2,170	10.1%
第8段階被保険者数	293	294	294	881	4.1%
第9段階被保険者数	136	136	136	408	1.9%
第10段階被保険者数	99	100	100	299	1.4%
第11段階被保険者数	43	43	43	129	0.6%
合計	7,154	7,161	7,168	21,483	100.0%
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	6,731	6,739	6,745	20,215	

※所得段階別加入割合補正後被保険者数：第1号被保険者総数の見込み数に対し基準額を納める第1号被保険者数に換算した数です。

（注1）人数と割合について、端数処理の関係で完全には一致しません。

（注2）各段階割合については、令和2年度の所得段階割合から推計したものです。

6 介護保険料基準額（月額）の算定方法

第8期介護保険料基準額（月額）の算定方法は下記のとおりです。

調整交付金とは、保険者ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで標準給付費見込額の5%相当分を交付する仕組みです。第1号被保険者に占める後期高齢者の割合（後期高齢者加入割合補正係数）及び所得段階別被保険者割合（所得段階別加入割合補正係数）の全国平均との格差に基づいて、交付割合が保険者ごとに補正されています。

■介護保険基準額（月額）の算定■

項目	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額〔A〕	6,734,592,912	2,204,647,738	2,240,922,118	2,289,023,056
地域支援事業費見込額〔B〕	398,022,000	130,267,000	131,341,000	136,414,000
第1号被保険者負担分相当額〔D〕	1,640,501,430	537,030,390	545,620,517	557,850,523
調整交付金相当額 ^{※1} 〔E〕	347,414,146	113,706,487	115,542,406	118,165,253
調整交付金見込額 ^{※2} 〔I〕	559,912,000	186,479,000	186,023,000	187,410,000
調整交付金見込交付割合〔H〕		8.20%	8.05%	7.93%
後期高齢者加入割合補正係数〔F〕		0.9219	0.9286	0.9345
後期高齢者加入割合補正係数（要介護等発生率による重み付け）		0.9271	0.9336	0.9397
後期高齢者加入割合補正係数（1人当たり給付費による重み付け）		0.9167	0.9235	0.9293
所得段階別加入割合補正係数〔G〕		0.9339	0.9339	0.9339
保険料収納必要額〔L〕	1,417,003,575			
予定保険料収納率	99.00%			
準備基金取崩額の影響額	46			
準備基金の残高	61,441,950			
準備基金取崩額	11,000,000			
準備基金取崩割合	17.9%			

7 所得段階別介護保険料

以上の条件を踏まえて算出した所得段階別介護保険料は、次のとおりです。

■所得段階別保険料額（月額）■

所得段階	保険料額（月額）	保険料額（年額）
第1段階	2,950円	35,400円
第2段階	4,425円	53,100円
第3段階	4,425円	53,100円
第4段階	5,310円	63,720円
第5段階	5,900円	70,800円
第6段階	7,080円	84,960円
第7段階	7,670円	92,040円
第8段階	8,850円	106,200円
第9段階	10,030円	120,360円
第10段階	11,210円	134,520円
第11段階	12,390円	148,680円

8 低所得者の支援策

(1) 保険料率の段階区分

介護保険料は、被保険者及びその世帯の住民税課税状況に応じて、11段階に設定されています。

(2) 介護保険料の減免

災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料の減免あるいは徴収を一時猶予されます。

(3) 介護保険負担限度額の認定

市民税非課税世帯等の低所得者（利用者負担が第1・第2・第3段階）に該当する方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付されます。

(4) 高額介護（予防）サービス費の支給

自己負担が、一定の上限額を超えた時は、超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給されます。

また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなりすぎないように仕組みになっています（ただし、居住費・食費・日常生活費等は含まれません）。

(5) 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が、限度額を超えた時は、超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

(6) 社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人が運営している特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合に、市や社会福祉法人がその費用の一部を公費で補う制度です。

9 中長期的な推計

団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年度は、高齢者人口のピークを迎え、それに伴い要介護認定者及び保険給付費も増大すると見込まれます。また、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和22（2040）年度における要介護認定者及び保険給付費も合わせて、以下のとおり推計します。

■中長期的な推計■

項目	令和5年度	令和7年度	令和22年度
高齢者人口	7,168人	7,179人	6,945人
要介護（要支援） 認定者数（総数）	1,537人	1,548人	1,717人
介護給付費 （標準給付費）	2,289,023,056	2,344,968,640	2,490,749,068
地域支援事業費	136,414,000	132,199,000	134,631,000
介護保険料（月額） 基準額	5,900円	6,136円	7,476円

第6章 計画の推進

第1節 サービスの円滑な提供を図るための方策

1 介護給付実施体制の強化

適正な介護保険制度の運営とサービスの質の向上を図ることは、介護や支援を必要とする高齢者やその家族から強く求められています。このため、介護サービスを取り巻く環境の整備を進めるとともに、介護保険制度の普及や利用者保護の充実等、介護保険制度の維持・発展のための取り組みを進めます。

さらに、保健・福祉サービスの円滑な提供を図るため、関係機関との連携を強化し、相互の情報共有を進め、常にサービスの向上と改善を進めていきます。

(1) 介護保険制度の普及・情報提供

介護保険制度の開始以来、介護保険サービスの認知度は向上していますが、引き続き「広報ふらの」や市 Web サイトへの掲載、パンフレットの作成・配布等により介護保険制度の普及を図り、市民への制度理解を進め、市民サービスの向上に努めます。

(2) サービスに関する相談体制の強化

市は保険者として、また利用者の最も身近な相談窓口として、相談や苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行います。

また、地域包括支援センターにおいて、居宅サービス計画や事業者との契約に関する相談に応じる等、総合相談体制を強化していきます。

(3) サービスの質の向上

介護支援専門員等に対して研修を実施するほか、サービス内容等の改善が必要な介護サービス事業者に対して適切な育成、指導に努めていきます。

2 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進

地域包括支援センターの新たな機能・役割を踏まえ、研修等の受講により資質向上に努めるとともに、業務量に応じた人員体制の強化、事業の評価方法を検討します。

また、地域包括ケアシステムの構築の推進に向けて、認知症施策、在宅医療・介護連携の推進及び地域ケア会議の推進を図り、ネットワークづくりや社会資源の整備、市民への啓発を行います。

3 高齢者の住まいと介護保険制度の連携強化

厚生労働省が公表した第8期介護保険事業計画の基本指針案では、新たに「有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化」が盛り込まれており、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、高齢者の住まいについても、市町村が提供する介護保険事業等との連携を深めていく必要があります。

■市内の有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅の整備状況■

項目	有料老人ホーム	サービス付き高齢者住宅
設置数	2	2
定員	45	54

資料：高齢者福祉課（令和2年10月1日）

第2節 介護給付の適正化

高齢者が増加していく中で、介護保険制度が信頼を得て、持続可能とするためには、不適切な介護サービスの削減に努めながら、利用者に適切なサービスを提供し、介護給付費や介護保険料の抑制に努めることが求められています。介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が必要とするサービスを事業者が適正に提供するように、介護給付の適正化を推進します。

1 要支援・要介護認定の適正化

認定調査要領の作成や認定調査に従事する認定調査員を対象とする研修を実施するほか、調査結果の検証を行う等、適切な認定調査の実施に向けた取り組みを行います。

また、北海道と連携して、介護認定審査会委員の認定審査に関する知識の習得・向上のための取り組みを実施し、介護認定審査会の公正性及び公平性の向上を図ります。

2 ケアプランの点検

毎年地域密着型サービス事業所や居宅支援事業所等の実地指導の際にケアプラン点検を実施し、ケアマネジメントの適正化を図ります。

3 住宅改修等の点検

住宅改修に関する利用者の状態確認やその自宅の実態調査等、福祉用具に関する利用者における必要性の確認等を行います。

4 縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬の請求内容について、縦覧点検や医療情報との突合による整合性の確認等を行います。

5 介護給付費通知

サービス利用者に対してサービスに要した費用等を記載した通知書を送付し、適正なサービス利用を呼びかけます。

第3節 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、庁内関係部局に事業の進捗を毎年度照会し、実施上の問題点を的確に把握するなど、事業の進捗管理・評価を行います。

1 指標の設定

本計画の基本理念及び3つの基本目標に対する実績を評価するため、本計画期間終了時における目標値をそれぞれ定めています。

2 富良野市地域ケア推進会議

同会議を適宜開催し様々な立場の委員からの幅広い意見を基に、計画の達成状況や給付実績等のモニタリングを行い、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

3 計画の達成状況の点検と評価及び公表

第8期計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況等を定期的に把握するとともに、市民に速やかに公表し、市民の意見を反映させていくことが重要になります。

そのため、社会の情勢や市民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを行っていきます。

介護保険給付においては、要支援・要介護認定者の状況を常に把握し、介護施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの各サービスの利用状況、さらには介護サービス事業者の事業に関する意向等を確認しながら、次期計画の策定に合わせて計画の達成状況を点検・評価するとともに、その結果を公表します。

4 事務・事業評価と事業の見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。第8期計画を推進する関係課が中心となり、施策の計画目標を基に、毎年の進捗状況を庁内で点検し、課題の整理や改善への取り組みを行います。その結果を基にPDCAを繰り返しながら、効率的、かつ効果的な施策の推進を目指していきます。

第7章 資料編

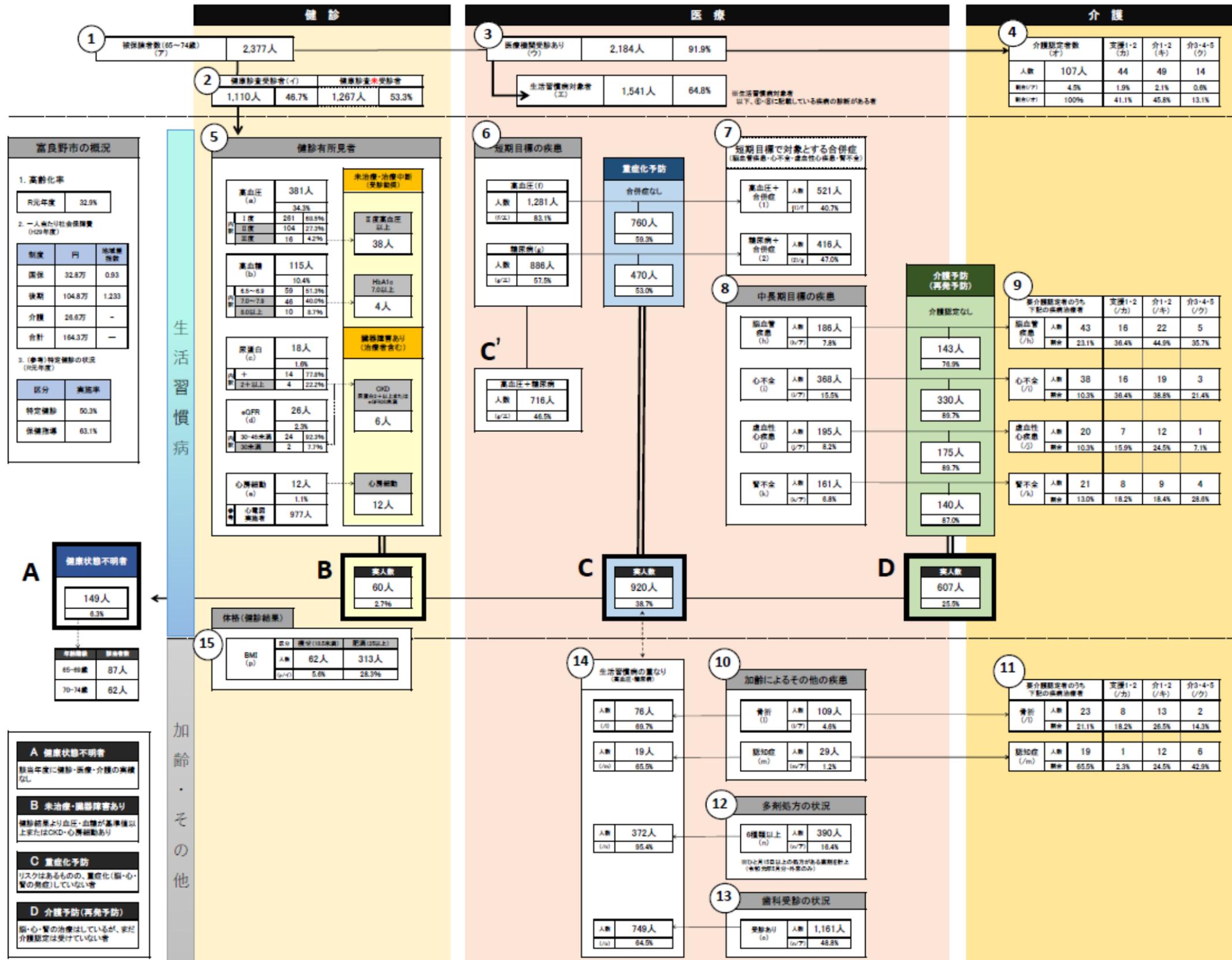
1 地域包括ケアシステム構築関連事業の施策体系別年次計画

			第8期			第9期			
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	
1 介護サービスの確保に向けた取り組み	在宅サービスの整備	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（市街地西）	→	→	→	○	→	→	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護（市街地東）	→	→	→	→	→	→	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護（山部）	→	→	→	→	→	→	
		小規模多機能型居宅介護	→	→	→	→	→	○	
		サテライト型小規模多機能居宅介護（麓郷布礼別）	→	→	→	→	→	→	
		サテライト型小規模多機能居宅介護（東山）	→	→	→	→	→	→	
		介護予防拠点（市街地西）	→	→	→	→	→	→	
	介護予防拠点（市街地東）	→	→	→	→	→	→		
人材の確保及び資質の向上	医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築		○	○	○	○	○	○	
2 居住安定に係る施策との連携	高齢者優先入居公営住宅の供給		○	○	○	○	○	○	
	住宅改修費助成の実施		○	○	○	○	○	○	
3 在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携推進会議の設置	○	○	○	○	○	○	
		多職種連携の充実を図るための研修会の実施	○	○	○	○	○	○	
		在宅医療と介護連携に関する市民への普及啓発	○	○	○	○	○	○	
4 認知症施策の推進	認知症普及啓発	認知症講演会の開催	○	○	○	○	○	○	
		認知症サポーター養成	○	○	○	○	○	○	
	認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームの設置	○	○	○	○	○	○	
		認知症地域支援推進員の配置	○	○	○	○	○	○	
		認知症カフェ運営費補助	○	○	○	○	○	○	
認知症ケアバス	○	○	○	○	○	○			
5 地域ケア会議の推進	地域ケア推進会議		○	○	○	○	○		
	地域ケア会議（Ⅰ～Ⅲ）		○	○	○	○	○		
	地域ケア会議（Ⅳ）		○	○	○	○	○		
6 自立支援と介護予防の推進	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問介護	○	○	○	○	○	
			訪問型サービスB	→	→	→	→	→	
			訪問型サービスC	○	○	○	○	○	
			通所型サービス	○	○	○	○	○	
			通所型サービスC	○	○	○	○	○	
			その他の生活支援サービス	→	→	→	→	→	
	一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	介護予防教室の継続と拡大	○	○	○	○	○	
			ふれあい託老運営支援	ふれあい託老運営支援	○	○	○	○	○
				ふれあいサロン運営支援	○	○	○	○	○
				ミニサロン運営支援	○	○	○	○	○
				ふまねっとサポーター活動支援	○	○	○	○	○
			地域リハビリテーション活動支援事業	○	○	○	○	○	
	生活支援体制整備等事業	生活支援サービスコーディネーター配置	第1層コーディネーターの配置（第2層を兼ねる）	○	○	○	○	○	
			第3層コーディネーターの配置	→	→	→	→	→	
			介護予防サポーター交流会	○	○	○	○	○	
介護予防ボランティア養成研修			○	○	○	○	○		
ボランティア活動等講演会			○	○	○	○	○		
協議体の設置			第1層協議体の設置（第2層を兼ねる）	○	○	○	○	○	
第3層協議体の設置	→	→	→	→	→				
7 在宅生活を支える高齢者福祉サービスの推進	高齢者福祉サービスの推進		○	○	○	○	○		
	高齢者に関する一般施策の推進		○	○	○	○	○		

健診・医療・介護データの一体的な分析(65~74歳 国保+後期)

※参考: [KDB]介護支援対象者一覧(要介護・重症化予防)(R01年度分)
[KDB]介護支援対象者一覧(要介護管理)(R01.7年度分)
[KDB]医療(健診)・介護実況状況(R02.5年度分)

[KDB]基本診療費集計1-1(R01.6~R02.5年度分)
[特定高齢者データ管理システム]PKAG171(R01年度分)



健診・医療・介護データの体系的な分析(75歳以上後期)

参考: [K05]介護認定者一覧(障害・重症化予防)(R01年度分) [K06]重症化予防実施状況(2018~2022年度分)
 [K07]介護認定者一覧(障害・重症化予防)(R01年度分) [K08]重症化予防実施状況(2018~2022年度分)
 [K09]介護認定者一覧(障害・重症化予防)(R01年度分) [K10]重症化予防実施状況(2018~2022年度分)
 [K11]介護認定者一覧(障害・重症化予防)(R01年度分) [K12]重症化予防実施状況(2018~2022年度分)

